

橋本周辺広域市町村圏組合職員身分証明書に関する規程

平成 12 年 4 月 25 日

規 程 第 2 号

第 1 条 橋本周辺広域市町村圏組合職員身分証明書（以下「証明書」という。）は、橋本周辺広域市町村圏組合職員（臨時職員を除く。以下「職員」という。）に交付する。

第 2 条 証明書は、別記様式による。

第 3 条 職員は、常に証明書を携帯しなければならない。

第 4 条 証明書は、退職その他の事由によって職員の資格を失ったときは本人より、死亡の場合は遺族より直ちに返納しなければならない。

第 5 条 証明書を亡失または損傷したときは、その事由を管理者に申告し再交付を受けなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

No.

橋本周辺広域市町村圏組合職員身分証明書

職 名

氏 名

生年月日

住 所

年 月 日 発行

橋本周辺広域市町村圏組合

管理者 氏 名

⑨

写
真
添
付

注 意

- (1) この証明書は他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- (2) この証明書の記載事項に変更があったときは、直ちに書換を受けなければならない。
- (3) この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届けなければならない。
- (4) この証明書は、退職その他によって資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。